

役員及び評議員の報酬及び費用に関する規程

(目的)

第1条 この規程は、社会福祉法人金丸福祉会の役員及び評議員の報酬及び費用について定めるものである。

(定義)

第2条 この規程でいう役員とは、理事及び監事をいう。

(役員及び評議員の報酬)

第3条 役員が理事会に出席したとき及び評議員が評議員会に出席したときは、別表1により報酬を支払うことができる。

2 役員が理事会出席以外で法人及び施設の運営のために、理事長の命を受けてその業務にあたった場合、及び評議員が評議員会出席以外で法人及び施設の運営のために、理事長の命を受けてその業務にあたった場合は、別表2により報酬及び実費を支払うことができる。

(監事の報酬)

第4条 監事が法人及び事業の運営状況を指導又は監査の業務にあたった場合は、別表1により報酬を支払うことができる。

(報酬の支払い)

第5条 役員及び評議員の報酬は、その金額を通貨で、直接支払うものとする。ただし、法令に基づき報酬から控除すべき金額がある場合には、支払うべき報酬の金額から、その金額を控除して支払うものとする。

2 役員又は評議員が報酬の全部又は一部につき自己の預金への振込を申し出た場合は、その方法によって支払うことができる。

(出張旅費)

第6条 役員及び評議員が、法人業務のため出張する場合は、別表2により報酬及び旅費当を支給することができる。

2 旅費は、実費を支給する。

3 業務遂行に必要な経費の実費を原則として支給できる。

(兼務役員)

第7条 施設の職員を兼務する役員は、施設の職員としての業務を除く法人職務に限り、この規程を適用することができる。

附則 この規程は平成29年4月1日から施行する。

別表 1 (第 3 条関係及び第 4 条関係)

名 称	報 酬	
理事会出席報酬等	10,000円	
評議員会出席報酬等	10,000円	
監事報酬等	10,000円	

別表 2 (第 6 条関係)

名 称	報 酬	旅 費
理事会研修等出席報酬等	10,000円	実費相当
評議員研修等出席報酬等	10,000円	実費相当